

ご入院の時は、**限度額適用認定証**の 提示をお願いします。(70歳未満の方)

**限度額適用認定証を提示して頂くと、
窓口でのお支払い額が少なくなります。**

【例えば、10日の入院で、1,337,670円の医療費が掛かった場合。】
(国民健康保険加入で自己負担3割の患者様の場合)

❖ 認定証を提示しない場合：**自己負担額 401,300円**



❖ 認定証を提示した場合：**自己負担額 90,806円**

認定証を提示するだけで**310,494円**も
お支払い額が少なくなります。

※上記は一例です。入院期間が複数月にわたる場合等、条件によりお支払い金額は変わります。
※窓口負担金の軽減措置であり医療費の総額は変化いたしません。

お手続き方法

- ◆ この制度は、病院の制度ではありませんので、お手続きは加入されている保険者へ患者さんご自身または家族等で申請していただく必要があります。
 - ① 保険証の発行元へ申請方法をお問い合わせ下さい。
 - ② 申請を行い、限度額適用認定証を取得します。
 - ③ 入院時もしくは入院中に入院窓口へ提示して下さい。

注意事項

- ◆ 月を遡っての発行は出来ない場合が多いようですので、手続きはお急ぎ下さい。
例えば、4月に入院して手続きは5月に行った場合、限度額適用認定証は5月1日から利用できるものしか発行されません。
※入院する前から手続きが出来ますので、入院前に申請しておくのが有効です。
- ◆ 保険診療対象外の費用（特別室料、食事負担金等）は自己負担額に含まれません。
- ◆ 病院への提示が遅れるとご利用になれない場合があります。
例えば、7月から有効な限度額適用認定証を取得していても、病院への提示が8月になりますと7月の診療費については、限度額適用認定証を適用出来ません。

